

さんりく・大船渡ふるさと大使設置要綱

(目 的)

第1 大船渡市に理解と郷土愛をもつ市外在住の方々に、本市に関する情報を各方面に発信していただくことで本市のイメージアップを図るとともに、本市の活性化方策についての意見・提言をいただくため「さんりく・大船渡ふるさと大使」(以下「大使」という。)を設置する。

(大使の委嘱)

第2 大使は、第1の趣旨に賛同する次の方々の中から市長が委嘱する。

- (1) 本市出身者及びその家族
- (2) 本市を訪れたことのある方
- (3) 本市の活性化に関心を持っている方

(大使の役割)

第3 大使の役割は次のとおりとする。

- (1) 本市を紹介するパンフレットや冊子等を適所に配布するなど、本市のPRを積極的に行うこと。
- (2) 本市の活性化方策に関する意見・提言を随時寄せること。
- (3) 市広報紙への寄稿、講演など市からの要請に協力すること。

(市の役割)

第4 市の役割は次のとおりとする。

- (1) 市は、大使に対し、本市の良さをPRしていただくため、大使用名刺を提供するとともに、広報紙、市政資料、各種刊行物その他必要と認められるものを随時提供する。
- (2) 市は、情報交換及び大使相互の交流を図るため、市長との懇談会を開催する。

(任 期)

第5 大使の任期は、3年間とする。

(委嘱を解く場合)

第6 大使から辞退の申し出があったときは、大使の委嘱を解く。

(庶 務)

第7 大使に関する庶務は、企画調整課が処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年5月26日から施行する。
- 2 大船渡市ゆかりのネットワーク設置要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成18年3月31日までの間に委嘱されるさんりく・大船渡ふるさと大使の任期は、改正後のさんりく・大船渡ふるさと大使設置要綱第5の規定にかかわらず、同日までとする。